

閾値を用いた売り入札価格の設定について（報告）

2016年12月16日

東京電力エナジーパートナー株式会社

## 勧告内容

- ( 1 ) 閾値を用いた売り入札価格の設定を今後行わないこと。
- ( 2 ) ( 1 ) を貴社の内部において周知徹底するとともに、( 1 ) を遵守するために必要かつ適切な社内体制を整備すること。
- ( 3 ) ( 2 ) の実施のためにとった具体的な措置について、平成 2 8 年 1 2 月 1 6 日までに、当委員会に対し、報告を行うこと。

本書は、平成28年11月17日に受領した「閾値を用いた売り入札価格の設定について(業務改善勧告)」(平成28年11月17日付20161115電委第1号)にある「(1) 閾値を用いた売り入札価格の設定を今後行わないこと」の社内周知および遵守のための社内体制整備について、その具体的措置を報告するものである。

## 1. 社内における周知徹底について

- ・運用部電力取引グループ(電力取引部門)が設定するマニュアル(以下「卸電力取引マニュアル」)において、閾値を用いた売り入札価格の設定を行わない旨等を新たに規定し、当該マニュアルを全社員が閲覧できる社内イントラネットに公開した(平成28年12月14日公開済み)。
- ・代表取締役社長が、運用部の全管理職および電力取引グループ全員に対し、「適正な電力取引についての指針」(以下「適正取引ガイドライン」)および卸電力取引マニュアルを遵守し、閾値を用いた売り入札価格の設定を行わないよう直接指示した(平成28年12月15日実施済み)。

## 2. 必要かつ適切な社内体制整備について

(1) 卸電力取引マニュアルにおいて、新たに以下を規定する。

- 閾値を用いた売り入札価格の設定を行ったことにより、電力・ガス取引監視等委員会から業務改善勧告を受けたこと。
- 閾値<sup>注1</sup>を用いた売り入札価格の設定を行わないこと。
- 適正取引ガイドラインからの逸脱等、コンプライアンス違反が疑われる電力取引を行うまたは行っていると認識した際には内部通報制度を活用できること。

注1. 各時間の限界費用に基づかない(需給関係では合理的に説明できない)一定の下限価格

(2) 内部監査室(監査部門)において、新たに「入札価格監理担当」(管理職)を設置し、以下のモニタリングを実施する。

当該監理担当は、電力取引グループが実施する一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場への売り入札価格設定について、以下を実施<sup>注2</sup>し、その結果を内部監査室長に報告する。

イ. 卸電力取引マニュアルどおりに適切に業務が実施されていることを確認する

( 実地での確認 )

ロ . 毎月、サンプリング手法を用いて「 閾値を用いた売り入札価格の設定をしていないこと」を確認する。

注 2 . ロの確認頻度は、毎月とし、1 1 月分の入札以降実施する。

内部監査室長は、3 ヶ月毎<sup>注 3</sup>に、取締役 ( 内部監査担当 ) に対して、確認結果を報告する。

注 3 . 報告頻度は、3 ヶ月毎とし、1 1 月分の入札以降実施する。

内部監査室長は、当該監理担当から、不適切な売り入札価格の報告を受けた場合、速やかに取締役 ( 内部監査担当 ) に報告し、当該取締役は、必要かつ適切な措置を実施する。

( 3 ) 適正取引ガイドラインからの逸脱等、コンプライアンス違反が疑われる電力取引を行うことのないよう、リスク管理委員会において、適正取引ガイドラインの遵守状況や電気事業制度の変更等に適切に対応できているかを確認する。

( 4 ) ( 1 ) ~ ( 3 ) に加え、電力取引グループの管理者および実務者一人一人が法令等、各種ルールの遵守を意識した電力取引を行うよう、適正取引ガイドラインや卸電力取引マニュアル等に関する研修活動を継続的に実施する。

以上